

答申第59号

(諮問第72号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成23年7月13日付けで行った一部公開決定処分及び非公開決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成23年6月15日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 大分県教育委員会教育行政改革プロジェクトチームによる調査結果報告書（平成20年8月29日）に係る以下の文書又は内容がわかるもの
 - ア 3ページ (1) ①101名の聴き取り調査の記録
②32名の聴き取り調査の記録
 - イ 6ページ 第一次試験の実技、水泳、作文、集団討論
第二次試験の個人面接、模擬授業、実技
のそれぞれの採点基準
 - ウ 7ページ 県議、県教委OB、地教委幹部職員、教職員組合の役員等の
氏名及び所属・役職
 - エ 8ページ 「○ 一方、小中学校については、依然として、県教委幹部
職員に対して、働きかけがあり、」の「働きかけ」の内容（働
きかけに関与した人物の氏名を含む）
 - オ 8ページ 「○ これについて、当時の県教委幹部職員は、「自分（注：
脅威に感じる相手のこと）が指示したということがわからない
ようにポンと受験者リストを渡され、」の「自分」の氏名及
び役職、「受験者リスト」
 - カ 8ページ ③「○ 平成〇〇年度からは、この点数の書き換えについて、
〇〇〇〇の〇〇〇〇〇が担った。〇〇〇〇〇は、県教委幹部
からメモやリストを示されたこと、また試験の採点結果一覧
表を幹部職員に示した際に印をつけられて返されたこと」の
「メモ」および「リスト」、印をつけられて返された「採点結

果一覧表」

- キ 8 ページ 「○ 一方、○○○○を担当する○○○○○○は、『○○○という立場上、メモをもらったり (略)』」の「メモ」
- ク 9 ページ 「○ この書き換え前の (略) 平成20年度公立学校教員採用選考試験のファイルのデータについては、作成過程が明確に残されており」の「作成過程」
- ケ 13 ページ (3) ① 「○ 第一次選考の校長推薦、(略)、候補者推薦リスト」の「候補者推薦リスト」
- コ 15 ページ ② 「○ 現在、県警に押収されていない答案用紙のうち、(略) 9名に10点から20点の範囲の加点が、3名に5点から10点の減点が見られた。」の「9名に10点から20点の範囲の加点が、3名に5点から10点の減点」がわかるもの
- (2) 上記(1)以外の「口利きリスト」
- (3) 求償権に係る専門家委員会について、以下の文書又は内容がわかるもの
- ア 委員会を設置するに至った経緯・経過
- イ 委員選任の過程

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、次のとおり公文書を特定したうえで、公開決定、一部公開決定及び非公開決定を行い、一部公開決定及び非公開決定については、それぞれ別表1及び別表2のとおり理由を付して、平成23年7月13日付けで異議申立人に通知した。

- (1) 公開決定
- (前記1(1)ア及びエ関係)
- ① 聴き取り調査及び文書調査等の結果
- (前記1(1)イ関係)
- ② 採点基準関係文書
- (前記1(1)ク関係)
- ③ ファイルデータ作成過程関係文書
- (前記1(3)ア及びイ関係)
- ④ 求償権に係る専門家委員会関係文書
- (2) 一部公開決定
- (前記1(1)ア及びエ関係)
- ① 聴き取り調査・文書調査等の意見 (以下「文書1」という。)
- ② 県教委OBからの聴取記録 (以下「文書2」という。)
- (前記1(1)ア関係)

- ③ 聴取記録（平成20年8月9日聴取。以下「文書3」という。）
 - ④ 聴取記録（平成20年8月15日聴取。以下「文書4」という。）
 - ⑤ 聴取記録（平成20年8月18日聴取。以下「文書5」という。）
 - ⑥ 聴取記録（平成20年8月27日聴取。以下「文書6」という。）
 - ⑦ 平成20年度大分県公立学校教員採用選考試験に係る経緯にかかる事情聴取（平成20年8月21日聴取。以下「文書7」という。）
 - ⑧ 平成〇〇年度から〇〇年度の大分県公立学校教員採用選考試験に関する事情聴取（平成20年8月21日聴取。以下「文書8」という。）
 - ⑨ 市町村立小・中学校教頭・校長採用選考に係る事情聴取（平成20年8月25日聴取。以下「文書9」という。）
 - ⑩ 顛末書（平成20年8月20日付け。以下「文書10」という。）
 - ⑪ 顛末書（平成20年8月20日付け。以下「文書11」という。）
 - ⑫ 顛末書（平成20年8月20日付け。以下「文書12」という。）
 - ⑬ 顛末書（平成20年8月21日付け。以下「文書13」という。）
 - ⑭ 顛末書（平成20年8月21日付け。以下「文書14」という。）
 - ⑮ 顛末書（平成20年8月22日付け。以下「文書15」という。）
 - ⑯ 顛末書（平成20年8月22日付け。以下「文書16」という。）
- （前記1(1)コ関係）
- ⑰ 平成20年度教頭採用試験点数書き換え状況一覧（以下「文書17」という。）

(3) 非公開決定

（前記1(1)ウ関係）

- ① 調査結果報告書（平成20年8月29日）7頁の県議、県教委OB、地教委幹部職員、教職員組合の役員等の氏名及び所属・役職（以下「文書18」という。）

（前記1(1)オ関係）

- ② 調査結果報告書8頁の「○ これについて、当時の県教委幹部職員は、「自分（注：脅威に感じる相手のこと）が指示したということがわからないようにポンと受験者リストを渡され、」の「自分」の氏名及び役職（以下「文書19」という。）

（前記1(1)オ関係）

- ③ 調査結果報告書8頁の「○ これについて、当時の県教委幹部職員は、「自分（注：脅威に感じる相手のこと）が指示したということがわからないようにポンと受験者リストを渡され、」の「受験者リスト」（以下「文書20」という。）

（前記1(1)カ関係）

- ④ 調査結果報告書8頁③の「○ 平成〇〇年度からは、この点数書き換えに

(2) 非公開決定処分の違法性

非公開理由を、「公文書不存在」としたことについては、事実認定において誤りがある。非公開対象文書については、複数の職員が公務遂行上、組織的に共用した文書であることは明らかであるから条例上の公文書に該当する。

また、調査報告書作成の元資料についても公文書であり、仮にそうでないとしても公文書と同視できるものである。

対象文書については、一時的に警察当局に押収されていたとしても公開請求時点においては、実施機関に返還されていたものと思料される。

(3) 公益上の理由による裁量的公開

本件異議申立てに係る公文書は、長年にわたって実施機関等によって行われた教員不正採用の実態解明に必要不可欠の文書である。

県民はもちろん全国民の注視のもと、曖昧な決着が図られるならば、県民にとって実施機関をはじめ関係各部署・機関・議会等に対する不信感は払拭されないばかりか、倍増することは明白である。

仮に、非公開情報であっても、個人を保護する利益等よりも、県民の信頼回復と今後の教育行政の円滑な執行など、より広い社会的、公共的な利益を保護する高い必要性が存するものというべきである。

(4) 以上の理由により、本件処分は違法である。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 経緯について

(1) 平成20年度採用（平成19年度実施）に係る大分県公立学校教員採用選考試験（以下「教員採用選考試験」という。）をめぐる贈収賄容疑により、平成20年6月14日、県教育委員会事務局職員及び受験者の親である小学校校長らが逮捕されるという事件が発生した。この事件は、その後、平成19年度採用（平成18年度実施）に係る教員採用選考試験や、さらには校長・教頭候補者選考試験をめぐる贈収賄事件へと広がっていった。

(2) このような事態を受け、県教育委員会としても、事件の事実関係やその背景を調査・研究するため、平成20年7月25日に大分県教育委員会教育行政改革プロジェクトチーム（以下「PT」と略称する。）を設置するとともに、「教育行政の抜本的改革に向けての内部調査要領（以下「内部調査要領」という。）を定めた。

(3) PTは、内部調査要領のとおり、過去10年間の人事担当者、教育委員会事務局の課室長等93人や県教育委員会の職員であったOB8人の計101人に対して、教員採用選考試験等における役割、不正行為の有無、不正行為の事実

関係とその背景、再発防止に向けた意見等について聴き取り調査を行い、聴き取り調査結果の主なものを、①教員採用試験、②校長・教頭選考試験、③人事、④背景、⑤再発防止策に分類して整理した。

- (4) また、P Tは、内部調査要領のとおり、小・中・県立学校の校長及び教頭1, 067人に対し、校長・教頭への登用、教員採用選考に係る不正行為の有無や、不正行為の事実関係とその背景の実態を調査するため、文書による調査（以下「文書調査」という。）を行い、この調査を受けて、必要に応じて聴き取り調査を行った。

そして、文書調査の意見欄や文書調査を受けて行った聴き取り調査からも前記(3)の①～⑤に関係する主な意見を分類して整理した。

- (5) そして、前記(3)で述べた聴き取り調査及び前記(4)で述べた文書調査などを踏まえ、不正行為への関与が疑われる者や教員採用選考等の事務に深く関与していた者には懲戒処分や事実解明のための事情聴取を行った。
- (6) これら一連の調査の結果や、事件を踏まえ今後取り組むことが求められる再発防止のための改善策についてP Tが取りまとめ、平成20年8月29日に県教育委員会の承認を経て公表したものが、P Tによる「調査結果報告書」（以下単に「調査結果報告書」という。）である。そして、内部調査要領に基づいて実施した聴き取り調査（退職者を除く。）及び文書調査等の主な意見や発言内容等を項目別に整理・分類したものが「聴き取り調査及び文書調査等の結果」（平成20年8月29日）である。この文書は、「調査結果報告書」の別添資料であり、その全部を公表した。

2 本件公開請求対象文書の内容及び性格について

- (1) 文書1及び文書2（以下これらを「聴き取り調査等文書」という。）

文書1は、前記1(3)で述べた過去10年間の人事担当者、教育委員会事務局の課室長等93人に対して行った聴き取り調査結果の主なものや、前記1(4)の文書調査や文書調査を受けて行った聴き取り調査から得られた主な意見を項目別に分類・整理したものであり、これを基に「調査結果報告書」の別添資料である「聴き取り調査及び文書調査等の結果」を作成した。

文書2は、前記1(3)で述べた県教育委員会の職員であったOB8人に対して行った聴き取り調査結果の主なものを項目別に分類・整理したものである。

- (2) 文書3ないし文書6（以下これらを単に「聴取記録」という。）及び文書7ないし文書9（以下これらを「事情聴取の記録」という。）

文書3ないし文書9は、前記1(5)で述べた不正行為への関与が疑われる者や教員採用選考等の事務に深く関与していた者に対して行った懲戒処分や事実解明のための事情聴取の記録である。

文書3ないし文書6には、文書名、被聴取者の所属、職、住所及び氏名等、

聴取を行った職員の所属、職及び氏名、聴取を行った場所及び日時、聴取内容並びに文書の作成日が記載されている。

文書7ないし文書9には、文書名、聴取年月日、被聴取者の所属、職、住所、氏名及び印影、聴取内容、文書の作成日が記載されている。

聴取内容の部分については、文書7には左側に日付が付され、文書8には文書名の下に聴取の趣旨が記載されているとともに聴取内容の見出しが付され、文書9には聴取内容の見出しが付されている。

(3) 文書10ないし文書16（以下これらを単に「顛末書」という。）

文書10ないし文書16は、前記1(5)で述べた不正行為への関与が疑われる者や教員採用選考等の事務に深く関与していた者に対して行った懲戒処分や事実解明のための事情聴取を受けて、被聴取者がその内容をまとめた顛末書である。

当該文書には、文書名、顛末の内容、文書の作成日並びに顛末書作成者の所属、職、氏名及び印影が記載されている。

顛末の内容の部分については、概ね顛末の内容の見出しが付されている。

(4) 文書17

文書17は、PTが、義務教育課に残されていた平成20年度大分県小・中学校教頭候補者選考試験の筆記、論文試験の答案と、教頭候補者最終選考試験結果表に記載された点数とを比較した調査結果を取りまとめた一覧表である。

当該文書には、文書名及び一覧表が記載されている。一覧表は、教頭候補者選考試験の受験者の氏名及び平成20年度において所属する学校名、合否、加減の別、筆答試験、論文試験及び面接試験における書換え前、書換え後及び加減の点数、書換え点数の合計欄から成り、加減点があった受験者ごとに、加減点があった筆答試験又は論文試験における書換え前、書換え後及び加減の点数並びに書換え点数の合計点が記載されている。

(5) 文書18ないし文書23

文書18ないし文書23については、いずれも、PTが行った事情聴取によって得られた供述内容等を引用する形での調査結果報告書の記載を受けて、供述に出てきた者の氏名及び役職や、リストやメモの公開を求めるものである。

なお、これら文書18ないし文書23については、後記5に記載するとおり、県教育委員会は、作成し、又は取得していない。

(6) 文書24

文書24については、文書18ないし文書23以外の口利きリストについて、公開を求めるものである。

なお、文書24についても後記5に記載するとおり、県教育委員会は取得していない。

3 条例第7条第1号該当性について

(1) 文書1及び文書2について

文書1及び文書2については、その非公開部分には、各頁右側には被聴取者又は回答者の氏名及び職名が、各頁左側の回答部分には被聴取者、回答者等の氏名、職名及び在任期間や、その記載自体から個人が特定される回答内容が記載されている。

また、各頁左側の回答部分の記載は、被聴取者等の固有の行為や経緯、意見、心情、評価、反省等を詳細かつ率直に述べた回答内容が記載されている部分がある。

したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができ、又は仮に特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号に定める個人情報に該当するため、非公開としたものである。

(2) 文書3ないし文書16について

ア 文書3ないし文書6については、その非公開部分には、被聴取者の所属、職、住所及び氏名等、聴取を行った場所並びに聴取内容が記載されている。

文書7ないし文書9については、その非公開部分には、被聴取者の所属、職、住所、氏名及び印影並びに聴取内容が記載されている。なお、聴取内容のうち、文書7の文書左側の日付は公開している。また、文書8の聴取の趣旨及び聴取内容の見出しは年度を除き公開し、文書9の聴取内容の見出しは非違行為が記載されている部分を除き、公開している。

文書10ないし文書16については、その非公開部分には作成者の所属、職、氏名及び印影並びに顛末の内容（ただし、その見出しは公開している。）が記載されている。

イ 文書3ないし文書16の被聴取者又は顛末書作成者の所属、職、氏名及び印影等は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。

また、文書3ないし文書6における聴取を行った場所は、県庁内の会議室などではなく、その当時被聴取者がいた場所が記載されており、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。

文書7ないし文書9のうち、文書8の聴取の趣旨及び聴取内容の見出しにおける年度は、人事担当者として在籍していた年度であり、職員録等から特定の個人を識別することができる情報である。また、文書9の非違行為が記載された文書の聴取内容の見出しは、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

ウ 文書3ないし文書9における聴取内容又は文書10ないし文書16におけ

る顛末の内容については、不正行為への関与が疑われる者や教員採用選考等の事務に深く関与していた者に対して行った懲戒処分や事実解明のための事情聴取の内容や事情聴取を受けてまとめた顛末が記載されているが、被聴取者又は顛末書作成者ごとにその関与における立場、時期、程度等が異なるため、その聴取内容又は顛末の内容が被聴取者又は顛末書作成者ごとに異なっていることから、その記載内容自体から、本件事件の報道や職員録など他の情報を検索することにより、また、同僚や学校関係者その他一定の範囲の者にとって、特定の個人を識別することができる情報である。

それとともに、聴取内容又は顛末の内容については、被聴取者等の固有の行為や経緯、意見、心情、評価、反省等が詳細かつ率直に記載されており、極めて生々しくかつ機微な内容であることから、仮に特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

エ 被聴取者、回答者等はそのほとんどが公務員であるが、これらの者が聴取等を受けることは、聴取内容又は顛末の内容が被聴取者の職務に関連する場合があるとしても、当該職員として分任された職務の遂行に係るものではないことから、「職務の遂行に係る」ものとはいえないため条例第7条第1号ハには該当せず、その他同号ただし書きのいずれにも該当しない。

オ したがって、文書3ないし文書16における非公開部分の情報は、条例第7条第1号に定める個人情報に該当するため、非公開としたものである。

(3) 文書17について

文書17については、その非公開部分には、教頭候補者選考試験の受験者の氏名及び平成20年度において所属する学校名が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。また、前記(2)エと同様に、教頭候補者選考試験を受験することは当該職員として分任された職務の遂行に係るものではなく「職務の遂行に係る」ものとはいえないため、条例第7条第1号ハには該当せず、その他同号ただし書きのいずれにも該当しない。したがって、条例第7条第1号に定める個人情報に該当するため、非公開としたものである。

4 条例第7条第5号該当性について

(1) 条例第7条第5号の基本的な考え方について

条例第7条第5号は、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報については非公開とすることを定めたものである。そして、例示的に同号イからホまでに監査、検査、取締り等や人事管理に係る事務事業を掲げ、同種のもので反復されるような性質の事務事業であって、ある個別の事務事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務事

業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなどを非公開とすることを規定している。

(2) 条例第7条第5号該当性について

ア 文書1及び文書2の各頁左側の回答部分には、前記第4の1(3)及び(4)の聴き取り調査及び文書調査の結果得られた主な供述、回答等を項目別に分類して整理したものである。これらは、教員採用選考試験等に係る事件について事実解明、再発防止等のため調査への協力を依頼し、任意に供述、回答等を得たものである。また、文書3ないし文書16は、同事件について懲戒処分等のため不正行為への関与が疑われる者等が教員採用選考試験等に関わった際の状況を個別に聴き取ったものなどである。そして、これらはいずれも、公にすることを予定していない。

イ 文書2の回答内容の一部、また不正行為への関与が疑われる者等についての記録である文書3ないし文書16の聴取内容及び顛末の内容（以下「回答内容等」という。）については、被聴取者の供述内容（聴取記録にあっては、聴取者の質問内容及び被聴取者の供述内容）や事情聴取を受けた者が自己の行為等を率直にまとめた顛末がありのまま記載されている。この回答内容等は、被聴取者又は顛末書作成者ごとにその関与における立場、時期、程度等が異なるため、被聴取者又は顛末書作成者ごとに異なっているとともに、被聴取者等の固有の行為や経緯、意見、心情、評価、反省等が詳細かつ率直に記載されており、極めて生々しくかつ機微な内容である。

ウ 仮に、本件のような回答内容等が公になった場合、調査を実施した県教育委員会と被聴取者等との信頼関係が損なわれるなどし、今後、同種の実事解明等に係る調査が必要になったときに、調査への協力を躊躇したり、調査対象者が自らが調査の対象となった事務に関わった際の状況等を率直に回答しなくなったり、関係者についての言及を避けたり、萎縮して忌憚のない意見を述べなくなったりすることや、自らが行った非違行為を率直に申し出ることが阻害されることは明らかである。その結果、正確な事実の把握、原因の究明等が困難となることにより、適正な調査の実施や事実解明、さらには再発防止策の検討が困難となり、又は懲戒処分等における公正な人事事務の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

エ したがって、回答内容等の部分は、本件のような調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行ないし人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号に定める事務事業情報に該当するため非公開としたものである。

オ また、文書1ないし文書16には、被聴取者、顛末書作成者又は回答者の職、氏名等が記載されている。また、回答内容等においても、これら被聴取者等をその記載自体から特定することができ、又は推認することができる。

仮に、このような被聴取者等が記載された部分や推認される部分が公になった場合、前記ウと同様に、今後同種の事実解明等の調査が必要になったときに、調査への協力を躊躇したり、忌憚のない率直な意見を述べなくなったりすることは明らかである。したがって、これら被聴取者等が記載された部分や推認される部分は、前記エと同様に条例第7条第5号に該当するため、非公開としたものである。

5 公文書不存在の判断について

本件の非公開決定に係る文書18ないし文書24は、そのほとんどが調査結果報告書の記載を引用して公文書公開請求がなされたものであり、次のとおり、いずれも当該文書を作成し、又は取得していないため、非公開（公文書不存在）としたものである。

(1) 文書18及び文書19について

文書18は、平成13年度までに実施された教員採用選考試験について、当時の県教委幹部職員が県議、県教委OB、地教委幹部職員、教職員組合の役員等から様々な依頼があったと供述したとの調査結果報告書の記載を受けて、これら県議等の氏名及び所属・役職が記載された文書の公開を求めるものである。

また、文書19は、平成14年度から平成17年度までに実施された教員採用選考試験について、当時の県教委幹部職員は自分が指示したということがわからないようにポンと受験者リストを渡されたと供述したとの調査結果報告書の記載を受けて、その「自分」の氏名及び役職が記載された文書の公開を求めるものである。

しかし、これらの者の具体の氏名、役職等は聴けておらず、これらの氏名等が記載した文書を作成し、又は取得していないため、公文書は存在しない。

(2) 文書20ないし文書22について

ア 文書20は、平成14年度から平成17年度までに実施された教員採用選考試験について、当時の県教委幹部職員が自分が指示したということがわからないようにポンと受験者リストを渡されたと供述したとの調査結果報告書の記載を受けて、その受験者リストの公開を求めるものである。

また、文書21は、教員採用選考試験について、〇〇〇〇〇が県教委幹部職員からメモやリストを示されたことや、試験の採点結果一覧表を示した幹部職員から印を付けられた同一覧表を返されたと供述したとの調査結果報告書の記載を受けて、そのメモ、リスト又は印を付けられて返された採点結果一覧表の公開を求めるものである。

文書22は、教員採用選考試験について、〇〇〇〇を担当する平成〇〇年当時の〇〇〇〇〇が、〇〇〇という立場上、メモをもらったりしたと供述し

たとの調査結果報告書の記載を受けて、そのメモの公開を求めるものである。
イ しかし、これらのリスト、メモ、一覧表（以下「リスト等」という。）は、いずれもそのような物があつたとの供述は得られたが、これらのリスト等は正当なものではないことから、そもそも公文書として取得又は管理されていなかったと考えられる。

教員採用選考試験や校長・教頭選考試験に関して関係者が逮捕された際、警察が県教育委員会の家宅捜索を行い数多くの物品を押収しており、仮にリスト等が存在していれば、警察が押収しないはずはないと考えられる。なお、押収された物品について、警察から押収品目録交付書及び押収品目録を受け取ったが、これら交付書や目録には、リスト等が押収された旨の記載はなく、その後県教育委員会においてリスト等などといったものは発見できなかった。

押収された物品については、その後、逮捕された者が使用していた机周辺やロッカーからの押収品のうち個人の私物と思われるものを除き、警察から県教育委員会に返還された。そして、返還された簿冊等を検索したが、リスト等などといったものは発見できなかった。

以上のとおりであり、県教育委員会は、リスト等を取得していない。

(3) 文書 23 について

ア 文書 23 は、校長・教頭候補者選考過程のうち第一次選考の校長推薦、教育長推薦、教育事務所長推薦について、聴き取り調査及び文書調査から、地教委や教育事務所に対して、校長会、教頭会、教職員組合の各支部役員等が、候補者推薦リストを持参する状況が明らかになったとの調査結果報告書の記載を受けて、その候補者推薦リストの公開を求めるものである。

イ この候補者推薦リストに関し、「組合からは、教頭昇任に当たっての推薦リストを持ってきたが、所長は参考までに話を聞いただけで、推薦リストは受け取らなかった。」（文書 1 の 7 頁下から 3 項目）、「校長・教頭の登用試験の前に組合支部や地元校長会が推薦書を持ってくるので受け取ったが、これが推薦等に影響したことはない。」（文書 1 の 7 頁下から 5 項目）との供述があつた。このように候補者推薦リストは正当なものではないことから、そもそも取得又は公文書として管理されていなかったと考えられる。

そして、この候補者推薦リストなどといったものについて、本庁及び各教育事務所を探索したが、発見できなかった。

(4) 文書 24 について

文書 24 は、文書 18 ないし文書 23 以外で、教員採用選考試験や校長・教頭候補者選考試験に係る口利きリストの公開を求めるものである。

しかし、口利きリストなどといった文書を取得していないことは、前記(2)イのとおりである。

6 異議申立人の主張について

(1) 一部公開決定処分の違法性について

異議申立書において、異議申立人は、一部公開決定処分の非公開理由として、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人は識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号に該当するとしたことについて、条例の解釈・運用及び適用を誤っているとしている。

一部公開決定処分で非公開とした部分の理由については、前記3及び4で説明したとおりであり、条例の解釈、運用及び適用は適切であると思料する。

異議申立人は、仮に、個人が特定されるおそれがあるなら、条例第8条を適用して、例えば氏名のみを非公開とするなどして、その余を公開することとしなければならないとしている。

しかし、非公開部分は、条例第7条第1号又は第5号の規定に該当する非公開情報が記載された部分である。そして、非公開部分を除いた部分について、条例第8条を適用して公開したものである。

異議申立人は、「おそれ」は単なるおそれでは不十分であり相当の蓋然性が認められなければならないのであるから、個別具体的に「おそれ」について必要な立証をしていないことから、当該おそれに基づく非公開決定は違法であるとしている。この異議申立人がいう「おそれ」とは、個人の権利利益を害するおそれをいうと考えられる。

しかし、前記3の(1)及び(2)のとおり、文書1及び文書2の回答部分や、文書3ないし文書9の聴取内容の部分、文書10ないし文書16の顛末の内容の部分には、被聴取者等の固有の行為や経緯、意見、心情、評価、反省等が詳細かつ率直に記載されており、極めて生々しくかつ機微な内容であることから、具体的に個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(2) 非公開決定処分の違法性について

異議申立人は、非公開決定処分の非公開理由を公文書不存在としたことについては事実認定において誤りがある、調査報告書の元資料についても公文書であり、仮にそうでないとしても公文書と同視できるものである、対象文書が一時的に警察当局に押収されていたとしても公開請求時点においては実施機関に返還されていたものと思料されるとする。

これらの記載は、異議申立人は、非公開決定処分に係る文書を県教育委員会が取得、作成や管理をしていることを前提に記載していると考えられるが、県教育委員会が非公開決定処分に係る文書を取得、作成や管理していないことについては、前記5に記載のとおりである。

(3) 公益上の理由による裁量的公開について

異議申立人は、本件異議申立てに係る公文書は、教員不正採用の実態解明に

必要不可欠の文書であり、曖昧な決着が図られるならば、不信感は払拭されないなどとし、仮に非公開情報であっても、個人を保護する利益等よりも、県民の信頼回復と今後の教育行政の円滑な執行など、より広い社会的、公共的な利益を保護する高い必要性が存するものというべきであるとしている。これは条例第9条の規定による公益上の理由による裁量的公開を求めるものと考えられる。

しかし、県教育委員会としては、前記に記載したとおり、PTを設置して可能な限りの調査を行い、調査結果については「調査結果報告書」、「聴き取り調査及び文書調査等の結果」として既に広く公表し、説明に努めてきたところである。その上で、調査結果報告書に挙げられた教育行政の改善策（同報告書23～25頁）の着実な推進に取り組み、信頼回復に努めているところである。

このような中であって、前記3及び4のとおり非公開情報は条例第7条第1号及び第5号に該当しており、非公開とすることにより保護される利益と比較して、非公開情報を公開するだけの公益上の必要は認めがたいと思料する。

第5 異議申立人の反対意見等の要旨

異議申立人が、実施機関の一部公開決定及び非公開決定理由に対し、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨については、概ね次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号該当性について

対象公文書に記載されている個人情報、公務員の職務の遂行に係る情報であり、条例第7条第1号ハに該当するものであるから、非公開情報の例外として公開されなければならない。

仮に、当該公務員の役職が職務分掌の定める本来の職務でないとしても、いいかえれば、分掌事務以外であったとしても、公務として分担することは多々ありうることである。

実際、本件聴き取り調査等は、事後の職務の遂行に必要な調査等であるから、公務であることは明らかというべきである。

(2) 条例第9条の適用について

本件事案に係る教職員の採用試験及び昇任等に際しての不正採用及び贈収賄事件は、前代未聞の不祥事として全国に報じられ、大分県教育界のみならず、子どもから大人までわが国の社会全体に与えた影響は、きわめて甚大であり、尋常な事後的改善策等によっては、いずれも弥縫策の域を超えるものとはならず、県民との信頼回復、さらには国民の不信感を払拭することなど、およそ不可能である。

したがって、条例第9条の定める公益上の理由による裁量的公開がなされる

ことにより、将来にわたり回復困難である信頼関係の再構築が図られるべきである。

同条は、第7条の非公開情報の規定に該当する情報であったとしても、例えば人の生命、健康などの個人を保護する必要性と比較衡量したうえで、なおかつ、より広い社会的、公共的な利益を保護する必要性がある場合においては、公開することができるものと定めているものと解される。

そうすると、前記のとおり県民にとどまらず全国民的な不信感の払拭と教育の百年の大計の観点からは、いまこそ処分庁の高度な行政的判断により可能な限りの範囲において、本件非公開情報の公開に向けての大いなる努力が求められているものというべきであり、同条の定める公益上の理由による裁量的公開の高い必要性が認められるのである。

(3) 条例第7条第5号該当性について

県民は、教員採用不正事件の実態が、必ずしも十分に解明されていないと実感しているのであるが、その主な理由は、県教委が設置した内部調査のためのプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）による、その調査結果に係る報告書の内容が不十分であったからにほかならない。

処分庁の一部公開決定等理由説明書に記載のとおり、教員採用選考試験等に係る事件について事実解明、再発防止等のための調査であるのだから、そして聴取者等の固有の行為や経緯、意見、心情、評価、反省等が詳細かつ率直に記載されており、極めて生々しくかつ機微な内容であるからこそ、それらについては、いかなる理由にせよ公開できない情報を除いて、可能な限り広い範囲において、県民に公開されなければならないものである。

そうすることにより、県教育行政と県民の信頼関係の修復が、その端緒を得ることにつながるものと思料される。その意味においても、条例第9条の適用が求められているのである。

仮に、条例第9条の適用を考慮しなかったとしても、聴取者等の固有の行為や経緯、意見、心情、評価、反省等がすべて非公開となる理由は認められない。

すなわち、これら情報の公開によって、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす「おそれ」について、相当の蓋然性が明らかになっているとは認められないからである。

むしろ、教育行政を担う処分庁は、積極的に県民に対して説明責任を果たさなければならないところ、不十分な情報公開にとどまっているからこそ、事件の真相は闇の中に紛れ、説明責任は果たされないまま、あたかも事件の風化を待っているかのように評価されているのである。

以上の理由により、条例第7条第5号を広く適用したことは違法である。

(4) 公文書不存在の判断について

① 文書18及び文書19について

P Tが作成して公表した調査報告書は、その作成のための原資料が存在するものと考えられるところ、当然に同資料には調査報告書より、詳細な各種の情報が記載されているはずである。

そうすると、教員採用選考試験について、様々な依頼等口利きに関する詳細な情報を取得していると考えられるのであって、当該具体の情報を取得していないとする処分庁の主張は到底信用できない。

② 文書20ないし文書24について

処分庁は、これらのリスト、メモ、一覧表、候補者推薦リストは、正当なものではないから、そもそも公文書として取得又は管理されていなかったと考えられる、という。

しかしながら、文書が正当なものであるか否かを問わず、条例上公文書の定義に適合すれば、それら文書は公開対象文書となるのであるから、前記処分庁の解釈は誤っているといわざるをえない。

また、処分庁は、警察が押収した際の押収品目録交付書及び押収品目録には、リスト等が押収された旨の記載はなく、その後もリスト等は発見できなかった、と主張するのであるが、押収品目録交付書及び押収品目録等の標目から当該文書の有無を確定できるわけでないし、過去において教員採用選考試験に係る答案用紙が保存期間中にもかかわらず、廃棄され続けていたこと等を考慮すると、処分庁の主張を認めることはできないものというべきである。

(5) 押収された文書について

不正贈収賄事件に関し、県警が県教委から数多くの文書その他の物を押収している。贈収賄事件が終結確定後、押収された文書はその一部が県教委に還付されているが、県教委の職員は「押収された文書より少なく返還された」旨明言している。押収された物が全部返還されず、一部しか戻ってきていないということは、押収されたときに、不要であるので還付しなくてよいという申告をしたか、あるいは、県教委の文書であるにもかかわらず、被疑者となった者の私物として取り扱われるよう手続きをしたからではないか。

第6 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類並びに双方の意見陳述等を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件一部公開決定に係る公文書について

本件異議申立ての対象となった文書1から文書24までの文書のうち、一部公開決定された文書は文書1から文書17までであり、その内容及び非公開部分は次のとおりである。

(1) 文書 1

過去 10 年間の人事担当者、教育委員会事務局の課室長等に対して行った聴き取り調査結果の主な意見を項目別に分類・整理したものであり、被聴取者の氏名及び職名を非公開としている。

(2) 文書 2

県教委職員 O B に対して行った聴き取り調査結果の主な意見等を項目別に分類・整理したものであり、被聴取者等の氏名、職名及び在任期間並びに回答内容の一部を非公開としている。

(3) 文書 3～文書 9

不正行為への関与が疑われる者や教員採用選考等の事務に深く関与していた者に対して行った、懲戒処分や事実解明のための事情聴取の記録であり、被聴取者の住所、氏名（印影）、所属、職、聴取内容、在任期間及び聴取場所を非公開としている。

(4) 文書 10～文書 16

不正行為への関与が疑われる者や教員採用選考等の事務に深く関与していた者に対して行った、懲戒処分や事実解明のための事情聴取を受けて、被聴取者がその内容をまとめた顛末書であり、記載者の所属、職、氏名（印影）及び顛末等を非公開としている。

(5) 文書 17

P T が、義務教育課に残されていた平成 20 年度大分県小・中学校教頭候補者選考試験の筆記試験及び論文試験の答案と、教頭候補者最終選考試験結果表に記載された点数とを比較した調査結果を取りまとめた一覧表であり、氏名及び学校名を非公開としている。

2 本件一部公開決定に係る非公開事由該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号の該当性について

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別できる情報はもとより、記録自体に含まれる情報だけでは個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、個人識別情報として公開しないことを定めたものである。

文書 1 から文書 17 を見分したところ、被聴取者等の所属、職名、住所、氏名（印影）及び学校名が記載されている。これらの情報のうち、住所及び氏名（印影）は、それ自体が特定の個人を識別できる情報であり、条例第 7 条第 1 号に該当するものと認められる。

また、所属、職名及び学校名についても、仮に住所及び氏名を非公開とした

としても、本件においては、被聴取者等の事件や選考試験事務への関与の程度や立場がそれぞれ異なるため、被聴取者ごとに固有の質問項目及び回答内容となっていることから、贈収賄事件に関する報道や「大分県職員録」等人名録の資料と照らし合わせれば、特定の個人が識別されうるものである。さらに、文書2には被聴取者の勤務歴及び勤務先に関する情報が、文書3から文書6には事情聴取を行った場所が、文書8には被聴取者が教員採用選考試験事務の担当課に在籍していた年度が記載されているが、上記と同様に他の情報と照らし合わせるにより、特定の個人を識別することが可能であると認められる。

さらに、文書3から文書9の事情聴取の記録には、不正行為への関与が疑われる者の事件への関与に対する悔悟の念や詫びの感情が、文書10から文書16の顛末書には、教員採用選考等の事務に深く関与していた者の試験事務への関わり方を含めた反省の弁等が記載されており、これらは個人の心情及び内面の感情であり、個人の人格と密接に関連する情報であることから、たとえ個人識別部分を非公開としても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

なお、異議申立人は、対象公文書中の個人情報、公務員の職務の遂行に係る情報であり、条例第7条第1号ハに該当するものであるから、非公開情報の例外として公開されなければならないと主張している。条例第7条第1号ハは、職名、氏名及び職務遂行の内容（公務員の職務遂行情報）については、公務員個人の情報であっても県民に説明する責務を全うする観点から、非公開情報から除外し公開することを規定している。しかしながら、公務員の職務遂行情報については、当該公務員が行政機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、自らの非違行為に関して事情聴取を受けたり、教員採用選考試験事務等への関わりに関し、事情聴取を受け顛末書を作成する行為については、被聴取者等が公務員としてその担任する職務を遂行しているものではなく、当該職員個人としての固有の活動情報と捉えるべきであり、公務員の職務遂行情報にはあたらないと考える。よって、これらの情報は、条例第7条第1号ハに規定する個人情報には該当しないと考える。

(2) 条例第8条の該当性について

異議申立人は、条例第7条第1号に該当し非公開とするのであれば、氏名等を非公開とし、その余の部分を公開すべきであると主張している。

条例第8条は、第1項において、公開請求の対象となった公文書の一部に非公開情報が含まれていることを理由として全部を非公開とするのではなく、公開可能な部分は公開すべきであること、第2項において、特定の個人を識別できる部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときに限って、個人識別性のある部分を非公開とした上で、残

りの部分を個人情報として取り扱わずに第1項の規定を適用し公開する旨規定している。

文書3から文書16を見分したところ、対象文書が聴取記録や顛末書であることから、個人の人格と密接に関連する情報であり、たとえ、所属、職名、氏名等特定の個人を識別できる部分を除いても、なお大半が個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。また、対象文書には非公開情報とそれ以外の情報が渾然一体となって記録されているため、条例第7条第1号の非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができず、仮に非公開情報を含む部分を非公開とした場合、残りの部分は、もはやそれ自体として意味をなさない単語や文字の羅列となってしまうことから、第8条の規定を適用し、公開することは適当でないと考えられる。

(3) 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号は、非公開とする情報として、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定しており、反復・継続して実施する事務事業であって、当該事業のみならず、将来の同種の事務事業に支障を生じるおそれがあると認められる情報についても非公開とすることを定めたものである。

本件対象文書（文書1から文書16）を見分したところ、被聴取者等は、聴取を受けたり、顛末書を作成した時点で自らの発言や記載した内容が公開されるものとは当然想定していないと考えられるため、自らの固有の行為や経緯、心情、意見、反省等を詳細かつ赤裸々に発言し、又は記載しているものと認められる。

また、事情聴取を受けたり、顛末書を作成する行為については、被聴取者等が公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有するものであり、被聴取者等にとっては、外部に公開されることを望まない不名誉な情報であることが認められる。

仮に、こうした任意の聴取内容等が公開されることになれば、被聴取者等は、発言内容や記載内容が第三者に公開されることをおもんばかって、当たり障りのない発言や記載しかしなくなったり、事実を隠蔽したり、関係者に対する言及を避ける可能性があり、実施機関は非違行為等に関する客観的かつ具体的な情報の収集が困難となり、適正な判断、処分が行えなくなるなど、事実・実態の把握・解明や懲戒処分の可否の検討・実施に係る将来の同種の事務の公正かつ適切な遂行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第5号に規定する事務事業情報に該当すると考える。

(4) 条例第9条の該当性について

異議申立人は、本事案については、個人を保護する利益等よりも、より広い社会的、公共的な利益を保護する必要性が存在するため、同条に規定する公益上の理由による裁量的公開が認められるべきであると主張している。

本条は、非公開情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず、例外的に公開するものであるから、適用にあたっては、非公開情報の規定により保護される権利利益と公開による公益とを比較衡量して、慎重に判断すべきであるとする。条文中の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、例えば、人の生命、健康などの個人を保護するために必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する必要があると考えられるが、本件の場合、公開すれば明らかに個人の権利・利益を侵害するおそれがあり、それを上回るまでの公益性があるとは認めがたい。

(5) まとめ

以上のことから、本件対象公文書のうち文書1から文書17までを条例第7条第1号及び第5号に該当するとして一部公開決定した実施機関の判断は妥当と認められる。

3 本件非公開決定に係る文書について

本件異議申立ての対象となった文書1から文書24までのうち、非公開決定された文書は文書18から文書24までであり、その内容及び非公開理由は次のとおりである。

(1) 文書18～文書23

異議申立人が、PTが作成した調査結果報告書中の記載内容を引用し、関係者の氏名及び役職やリスト、メモ等の公開を求めたものであり、実施機関は当該文書を作成し、又は取得していないとして非公開としている。

(2) 文書24

異議申立人が、文書18から文書23以外の「口利きリスト」について公開を求めたものであり、実施機関は当該文書を取得していないとして非公開としている。

4 本件非公開決定に係る対象文書の存否について

(1) 押収品目録交付書及び押収品の返還について

本件の非公開決定に係る文書18から文書24について、実施機関は当該文書を作成し、又は取得していないとの理由で非公開決定をしている。

実施機関の説明によると、県教育委員会事務局の執務室内に捜査機関が捜索に入った際、押収品目録交付書の交付を受けたとのことであった。そこで、審査会では、押収品目録交付書を見分したところ、押収品目録交付書の品名欄に

記載された押収品は数百点に及び、具体的な簿冊名及び簿冊以外のものであればその名称が記載されていた。また、押収品目録交付書の所有者欄には、実施機関名又は個人名が記載されていた。

実施機関の説明では、押収品目録交付書に「リスト等」が押収された旨の記載はなく、その後、公用簿冊等はすべて実施機関に返還されたが、返還された簿冊等を探索しても、「リスト等」は発見できなかったとのことであった。そこで、押収品目録交付書のうち、執務室内の特定の個人の机周りを除いた場所から押収された際に交付を受けたものを確認したところ、所有者欄はすべて実施機関名が記載されており、それに係る品名欄に「リスト等」に類するような品名は認められなかった。

また、実施機関の説明では、特定の個人の机周りから押収されたもののうち、実施機関に返還されたものは当該者が使用していたパソコン（公用のリース品である旨のシールが貼付されていた）のみであり、それ以外のものについては、実施機関は保有していないとのことであった。そこで、特定の個人の机周りから押収された際に交付を受けた押収品目録交付書を確認したところ、品名の中には、『『メモ紙』（教育に関わる諸要求等）』と記載されたものがあったが、所有者欄には個人名が記載されており、捜査機関等において押収品が公用物か私物かどうかを判断のうえ、個人の私物として所有者本人に返還されたものと認められる。その他、品名すべてを確認したが、「リスト等」に類するような品名は認められず、パソコンとその付属品を除き、所有者欄には個人名が記載されていたことから、所有者本人へ返還されたものと認められる。なお、異議申立人は、捜査機関が押収する際、実施機関が押収品は還付不要、あるいは、公文書であっても被疑者の私物として取り扱うよう手続きを行ったのではないかと主張しているが、押収品目録交付書にはそうした旨の記載は見当たらず、その他、異議申立人の主張を認めるに足る証拠は確認できなかった。

(2) まとめ

以上のことから、押収品目録交付書には「リスト等」が押収された旨の記載はなく、返還された簿冊等を検索しても「リスト等」は発見できず、当該文書は保有していないという実施機関の説明に不自然な点はなく、他に請求対象文書を実施機関が保有すると推測される特段の事情もないことから、当該文書を作成し、又は取得していないという実施機関の説明を是認するほかはなく、公文書不存在とした実施機関の判断は妥当と認められる。

5 結論

以上のことから、実施機関が本件対象公文書を条例第7条第1号及び第5号に該当するとして一部公開とした決定並びに請求対象文書を不存在により非公開とした決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年10月14日	諮 問
平成23年10月26日	事案審議（平成23年度第5回審査会）
平成23年11月29日	事案審議（平成23年度第6回審査会）
平成23年12月22日	インカメラ審査（平成23年度第7回審査会）
平成24年 1月25日	事案審議（平成23年度第8回審査会）
平成24年 2月29日	事案審議（平成23年度第9回審査会）
平成24年 3月21日	事案審議（平成23年度第10回審査会）
平成24年 4月25日	事案審議（平成24年度第1回審査会）
平成24年 5月30日	インカメラ審査（平成24年度第2回審査会）
平成24年 6月27日	インカメラ審査（平成24年度第3回審査会）
平成24年 7月25日	事案審議（平成24年度第4回審査会）
平成24年 8月29日	事案審議（平成24年度第5回審査会）
平成24年 9月26日	事案審議（平成24年度第6回審査会）
平成24年11月28日	答申決定（平成24年度第7回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
原 口 祥 彦	弁護士	会長H24.3.31退任
吉 田 祐 治	弁護士	会長H24.4.1就任
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
武 田 寛	大分県信用保証協会会長	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	会長代行
安 部 志 津 子	大分県地域婦人団体連合会副会長	

(別表 1)

文書番号	公文書の件名等	公開しない部分	公開しない理由
文書 1	聴き取り調査・文書調査等の意見	被調査者等の氏名、職名、在任期間、聴取内容	・ 条例第 7 条第 1 号該当（個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため）
文書 2	県教委OBからの聴取記録		・ 条例第 7 条第 5 号該当（聴き取り調査の相手方の氏名等を公にすると、調査機関に対する不信が生じ、将来同種の調査に支障を及ぼすおそれがあり、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
文書 3	聴取記録（平成 20 年 8 月 9 日聴取）	被聴取者（所属、職、氏名等）、聴取内容	・ 条例第 7 条第 1 号該当（個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため）
文書 4	聴取記録（平成 20 年 8 月 15 日聴取）		・ 条例第 7 条第 5 号該当（個人の氏名、意見、心情、評価等が記載されており、これを公にした場合は、調査機関に対する不信が生じ、将来同種の調査に支障を及ぼすおそれがあり、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）
文書 5	聴取記録（平成 20 年 8 月 18 日聴取）		
文書 6	聴取記録（平成 20 年 8 月 27 日聴取）		聴取場所
文書 7	平成 20 年度大分県公立学校教員採用選考試験に係る経緯にかかる事情聴取（平成 20 年 8 月 21 日聴取）	被聴取者（所属、職、住所氏名、印影）、聴取内容	・ 条例第 7 条第 1 号該当（個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため） ・ 条例第 7 条第 5 号該当（個人の氏名、

			意見、心情、評価等が記載されており、これを公にした場合は、調査機関に対する不信が生じ、将来同種の調査に支障を及ぼすおそれがあり、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
文書8	平成〇〇年度から〇〇年度の大分県公立学校教員採用選考試験に関する事情聴取 (平成20年8月21日聴取)	被聴取者(所属、職、住所氏名、印影)、聴取内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第7条第1号該当(個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため) ・ 条例第7条第5号該当(個人の氏名、意見、心情、評価等が記載されており、これを公にした場合は、調査機関に対する不信が生じ、将来同種の調査に支障を及ぼすおそれがあり、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
		年度	・ 条例第7条第1号該当(個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため)
文書9	市町村立小・中学校教頭・校長採用選考に係る事情聴取(平成20年8月25日聴取)	被聴取者(所属、職、氏名印影)、聴取内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第7条第1号該当(個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため)
文書10	顛末書(平成20年8月20日付け)	記載者(所属職、氏名、印影)、顛末等を記載した部分	・ 条例第7条第5号該当(個人の氏名、意見、心情、評価等が記載されており、これを公にした場合は、調査機関に対する不信が生じ、将来同種の調査に支障を及ぼすおそれがあり、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)
文書11	顛末書(平成20年8月20日付け)		
文書12	顛末書(平成20年8月20日付け)		
文書13	顛末書(平成20年8月21日付け)		
文書14	顛末書(平成20年8月21日付け)		

文書15	顛末書（平成20年8月22日付け）		
文書16	顛末書（平成20年8月22日付け）		
文書17	平成20年度教頭採用試験点数書き換え状況一覧	氏名、学校名	・条例第7条第1号該当（個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため）

(別表2)

文書番号	公文書の件名等	公開しない理由
文書18	調査結果報告書（平成20年8月29日）7頁の県議、県教委OB、地教委幹部職員、教職員組合の役員等の氏名及び所属・役職	公文書不存在（当該文書を作成し、又は取得していないため）
文書19	調査結果報告書8頁の「○ これについて、当時の県教委幹部職員は、「自分（注：脅威に感じる相手のこと）が指示したということがわからないようにポンと受験者リストを渡され、」の「自分」の氏名及び役職	
文書20	調査結果報告書8頁の「○ これについて、当時の県教委幹部職員は、「自分（注：脅威に感じる相手のこと）が指示したということがわからないようにポンと受験者リストを渡され、」の「受験者リスト」	公文書不存在（当該文書を取得していないため）
文書21	調査結果報告書8頁③の「○ 平成〇〇年度からは、この点数書き換えについて、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇が担った。〇〇〇〇〇は、県教委幹部からメモやリストを示されたこと、また試験の採点結果一覧表を幹部職員に示した際に印をつけられて返されたこと」の「メモ」及び「リスト」、印をつけられて返された「採点結果一覧表」	
文書22	調査結果報告書8頁の「○ 一方、〇〇〇〇を担当する〇〇〇〇〇〇は、「〇〇〇〇という立場上、メモをもらったり（略）」の「メモ」	
文書23	調査結果報告書13頁(3)①の「○ 第一次選考の校長推薦、(略)候補者推薦リスト」の「候補者推薦リスト」	
文書24	前項1. 以外の「口利きリスト」	